

## 1. 議事日程

〔平成28年第1回安芸高田市議会3月定例会第20日目〕

平成28年 3月 9日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 議案第1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について                     |
| 日程第3  | 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                   |
| 日程第4  | 議案第4号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5  | 議案第5号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                  |
| 日程第6  | 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第7  | 議案第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例         |
| 日程第8  | 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                       |
| 日程第9  | 議案第10号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について                      |
| 日程第10 | 議案第11号 公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について                |
| 日程第11 | 議案第12号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第12 | 議案第13号 広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について    |
| 日程第13 | 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第14 | 議案第19号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例                   |
| 日程第15 | 議案第20号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第16 | 議案第16号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第17 | 議案第17号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第18 | 議案第33号 平成28年度安芸高田市一般会計予算                           |
| 日程第19 | 議案第34号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算                     |
| 日程第20 | 議案第35号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算                    |
| 日程第21 | 議案第36号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計予算                       |
| 日程第22 | 議案第37号 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計予算                     |
| 日程第23 | 議案第38号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算                    |
| 日程第24 | 議案第39号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算              |
| 日程第25 | 議案第40号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算                   |
| 日程第26 | 議案第41号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算                    |
| 日程第27 | 議案第42号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算            |
| 日程第28 | 議案第43号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算                     |

日程第29 議案第44号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第30 議案第45号 平成28年度安芸高田市水道事業会計予算

日程第31 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

4番	下岡多美枝	5番	前重昌敬
----	-------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	杉安明彦	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部特命担当部長	山平修
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消防長	久保高憲	会計管理者	広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	毛利幹夫
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	小玉勝
向原支所長	神岡眞信	総務課長	土井実貴男
財政課長	河本圭司	政策企画課長	西岡保典

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 山本議長 皆さんおはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
監査委員より平成28年1月分の例月出納検査の報告がありました。  
写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において4番  
下岡多美枝さん、及び5番 前重昌敬君を指名いたします。



- 日程第2 議案第1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
- 日程第3 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第4号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第10号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第10 議案第11号 公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について
- 日程第11 議案第12号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第13 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第2、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件から、日程第13、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件までの12件を一括して議題といたします。

本案12件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 平成28年2月19日付で、本委員会に付託されました議案12件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった12議案について、2月26日に総務企画常任委員会を開き、市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」、行政不服審査法の改正により、本年4月1日から第三者機関として設置する行政不服審査会の事務について、広島県へ委託することに関し、協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、行政不服審査法の改正に伴い、関係する10条例について文言の整理など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、来年度新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めるとともに、非常勤職員の名称や報酬額の改正及び廃止などを行うものであります。委員より、「新たに設置するICT支援員の勤務形態と資格要件、雇用予定人数は。」との質疑があり、執行部より、「勤務形態については非常勤職員であるので、週29時間の勤務で、原則教員職員、教員免許を有することを考えており1名の雇用を予定している。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から、議案第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の3議案については、地方公務員法の改正、及び昨年的人事院勧告に基づく本市条例の改正と教育長の報酬額について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、職責が多くなったことに伴い、報酬審議会の答申を受けて改訂するものです。審査の中で、委員より、「現教育長の任期と施行期日の関係は。」との質疑があり、執行部より、「現教育長は4月27日までが任期であるので、それまでは従前の額である62万円の給料月額である。」との答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、平成28年度に協定を締結する17の施設について、指定管理者の候補者を選定されたものです。審査の中で、委員より、「これまで長期の指定管理を含め、1年経過して指定管理団体があるが、内容についてどう確認し、改めて指定をしたのか。」との質疑があり、執行部より、

「指定管理者の選定については、選定委員会の会場において担当部局よりこれまでの経緯や検証について報告を受けた後、質疑を行い決定している。」との答弁がありました。

次に、議案第10号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期日とする新たな過疎地域自立促進計画を策定するものです。審査の中で、委員より、「計画は必要に応じて変更するということだが、毎年ローリングを行っているのか。」との質疑があり、執行部より、「この計画のもととなる総合計画の実施計画は、毎年ローリングを行っており、そこで事業に変更があれば、必要が生じたときに漏れがないよう変更させていただく。」と答弁がありました。

次に、議案第11号「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」及び、議案第12号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」は、美土里町智教寺・大所地域について運行している「友愛とろっこ便」について、島根県邑南町民が利用することについて、昨年12月定例会で協議を行う旨の議決を行いました。その後邑南町と合意に至ったため、実際の運行に関し、邑南町と必要な協議を行うとともに、関係条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第13号「広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」は、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を本市が広島市と締結するための協議に関し、議会の議決を求めるもので、委員より、「協約によるメリット、デメリットは。」との質疑があり、執行部より、「大きなメリットとしては既存の事業や今後行う事業に対し、中核市である広島市へは2億円、連携市町には1,500万円を上限として特別交付税が交付されることが挙げられる。本市に関係する部分のみ選択し、参加できるため、デメリットは余りないと考える。」との答弁がありました。

次に、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」は、条例の制定基準となる対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことによるものである。グリドル付コンロや、入力が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器具等の取り扱いについて新たに追加するものであります。審査の中で、委員より、「これまで本市でIH調理器具での事故は発生しているか。」との質疑があり、執行部より、「これまで安芸高田市内ではIH調理器での事故は発生していない。」との答弁がありました。

以上の12議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり

ませんか。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 議案9号の中で一部3カ年の契約が中途で変更されるという内容があったようですが、委員会としてはどのように把握をされているのでしょうか。

○山本議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

委員長が委員会開催当日、欠席でありましたので、答弁は副委員長に求めます。

総務企画常任副委員長 玉井直子さん。

○玉井総務企画常任副委員長 課長からの説明の中で、地域振興会とそれから執行部とこうだ21の3者で話し合いをして、承諾を得ていると説明を受けております。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 手続として、口頭も契約としては成り立つということであるようですが、そういったことというのは、全議員に手続として報告をすべきことではなかったのではないかと思います。議会軽視ということにはならないでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

委員長が答弁しますか。

委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 今議会軽視ではないかということでありましたが、委員会の中でも小原地域振興会へ移った経緯、まあ合意形成があったと、いうように説明を受けました。1年間、3年の、当初はこうだ21が3年間の契約でありましたが、これは地域とのかかわりで、この吉田ロプラットホームと吉田口駐車場を運営していくために譲り受けると。その中では期間を変更しなければいけないという合意形成は、十分なされたというように受けとめております。また、そういう説明も十分委員会の中でもしていただいたというように受けとめておりますので、議会軽視には当たらないのではないかと、いうように受けとめております。以上です。

○山本議長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○山本議長 討論がありますので、これより本案12件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第1号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第4号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第4号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第5号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第5号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第6号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論あり)
- 山本議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
反対討論はありませんか。  
1番 玉重輝吉君。
- 玉重議員 1番 玉重輝吉です。私は議案第7号に反対する立場で発言をいたします。  
今回の提案は、国の法が変わることで提案自体は否定はいたしません  
が、現在の当市における市税において、個人税等見てみますと、増加し  
ておらず、安芸高田市民の所得はふえているとは言えず、我々議員の報  
酬たるものは、市民が潤ってこそ初めて生まれてくるものであり、市民  
の所得が上がってない状況の中で、議員の所得を上げるということに関  
して、私は反対いたします。
- 山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
賛成討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 賛成討論なしと認めます。  
ほかに討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第7号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の  
報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕



- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論あり)
- 山本議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
8番 大下正幸君。
- 大下議員 8番 大下でございます。議案9号の反対討論を行います。  
まず、指定管理者の指定について、地方自治法により議会の議決を求める議案であります。議会議決した事項について、変更を専決処分したのであれば、議会に報告する必要があると思われま。本議案は、昨年の3月議会で3年間の指定管理機関を含め、指定管理者の議決をした施設であり、指定管理者の取り消しをされた上で、新たな指定管理者を選定され、提案されています。その経過については関与するものではありませんが、議会が同意した事項について、議会に専決処分報告がされていない中での提案であります。よって、反対するものであります。  
以上、議案9号の反対討論といたします。
- 山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
賛成討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 賛成討論なしと認めます。  
ほかに討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第10号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第10号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号「公の施設の区域外設置に関する島根県邑南町との協議について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号「広島市と安芸高田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条

例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第19号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例

日程第15 議案第20号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第14、議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件から、日程第15、議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重文教厚生常任委員長 2月19日付で本委員会に付託されました2件の議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案第19号及び議案第20号の2議案につきまして、2月29日に文教厚生常任委員会を開き、市長を初め、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」は、広島県から無償譲渡を受け、平成19年4月から運営してきた安芸高田少年自然の家を公共施設等総合管理計画に基づき、施設の状況を確認する中で、譲渡を受ける際に利用見通しを10年間程度としていたこと、建設から40年以上経過し、今後改修費の増加が見込まれること、現在年間2,000万円以上の持ち出しがあること、そして新耐震基準に不適合な建物であることなど、総合的に判断し、直営の青少年宿泊体験施設としては閉所、利用停止をするものであります。

審査の過程において、委員より、「少年自然の家の果たしてきた役割は大きいものであったと認識しているが、廃止に当たってどう考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「今後教育を含めて総合的な活用ができないか。多目的な活用を検討していこうということである。利用停止によって、市内の子どもたちへのこれまでのような宿泊体験、自然体験を取り組まないということではなく、効果的な方法を模索していきたいと考えているところである。」との答弁がありました。

また、委員より、「市の直営をやめて以降の施設活用の検討について、どのようなメンバー構成でどのくらいの期間、どのような協議をしていくのか。」との質疑があり、執行部より、「現在、人選はできていないが、1年をかけて地元の方々、市内部等の関係者とどのようにするのか検討する会を立ち上げて、協議を進めていくよう考えている。」との答

弁がありました。

その他、委員より、今後の施設活用を検討する会について、メンバー構成や協議をする期間を明確に示すこと、市が公共施設等総合管理計画に基づき縮減を目指していく中で、老朽化した施設には限りなく修繕費用を投入することがないようにしなければならないとしており、施設を継続するのかやめるのか明確に示すこと、の指摘がありました。

次に、議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、学校規模適正化推進事業に伴い、八千代地区、甲田地区において平成30年4月1日を統合年月日として、合意形成を図ることができたため、該当する小学校の名称及び位置について、条例の一部を改正するものであります。

いずれの議案も条例の趣旨、内容等を詳細に確認しつつ、慎重に審査し、採決した結果、2件の議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○山本議長

討論がありますので、これより本案2件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件に対する討論の発言を許します。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(討論なし)

○山本議長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員

1番 玉重輝吉です。

私は今回議案第19号を賛成する立場で発言はいたしますが、今回先ほど委員長報告がありましたように、今後修繕費等重なるということで、また財源がないということで、今回のこの件に関しては賛成はいたしますが、市長をはじめ職員の皆様、そして我々議員皆様に一方では先ほど国の法律が変わったとはいえ、財源がないと言いながら、報酬を上げております。そこらをしっかり今後こういった事象がないように、市長をはじめ職員も肝に銘じて我々議員も肝に銘じて報酬に見合った成果を上げるよう、しっかりと認識してもらうことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○山本議長 ほかにはありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号「安芸高田少年自然の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第16号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第17号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第16、議案第16号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第17、議案第17号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成28年2月19日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案について、3月2日に産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

議案第16号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の改正に伴い、国が徴収する道路占用料について、地価水準及び地価に対する土地料の水準を反映した適正な金額となるよう見直されたため、国及び県の道路占用料に準じて、本市の道路占用料を見直すため、条例の一部を改正するもので、国が定める所在地区分の単価及び比率を適用し、改正後の道路占用料を現在のものより、平均して

おおむね半額とするものであります。

審査の過程において、委員より、「最新の固定資産税評価額を踏まえた道路占用料にするとなっているが、固定資産税の変動によって今後どのような見直しが行われるのか。」との質疑があり、執行部より、「国は、おおむね3年ごとの改正を行っている。このたびの改正では、国は平成24年度の固定資産税評価額を全国調査して、平成26年4月1日付で改正を行っている。それを3年ごとに改正していくこととなる。」との答弁がありました。

次に、議案第17号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」については、水防法の一部を改正する法律の施行に伴い、下水道法の一部が改正されたことにより、本市の公共下水道条例の一部を改正するもので、今まで電線のみが公共下水道施設敷地の占用物件であったものに、ソフト対策に必要な量水標等物件と再生可能エネルギーの活用促進を図るため、熱交換器等を新たに追加するものであります。

審査の過程において、委員より、「再生エネルギーの活用を定めることはいいことである。本市においてこれを活用する計画はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「行政が行う計画はないが、改正の目的としては、今後民間で活用することがあれば、それを可能とするための条例と理解いただきたい。」と答弁がありました。

いずれの議案においても、慎重に審査をし、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第17号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第33号 平成28年度安芸高田市一般会計予算

- 日程第19 議案第34号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第39号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第40号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第42号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第43号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第44号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第30 議案第45号 平成28年度安芸高田市水道事業会計予算

○山本議長 日程第18、議案第33号「平成28年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第30、議案第45号「平成28年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

本案13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 金行哲昭君。

○金行予算決算常任委員長

報告いたします。予算決算常任委員会委員長報告。

平成28年2月19日付で本委員会に付託されました議案第33号から議案第45号までの13議案の審査結果を報告いたします。

付託されました13議案につきまして、3月3日及び4日の2日間、予算決算常任委員会を開き、市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

平成28年度の予算は、市長選挙が4月に予定されていることから、政策的な経費を除外した骨格予算として編成されております。この骨格予算は市長選挙によって選ばれた新市長の活動を制限することのないよう、新規事業や政策的な事業は計上せず、行政運営に必要な不可欠な義務的経費や継続的に行っている事業に係る経費を中心として予算計上されたものです。よって、新規事業や政策的な事業にかかわる予算は、今回の編成からは除外されており、市長選挙以後に新市長の判断によって補正予算により予算化されることとなります。

なお、政策的な判断で実施している事業の一部の予算について、4月からの予算がなければ、市民サービスに多大な影響が出るものについては、3カ月程度の経費が予算計上されておりました。

このたびの予算規模は、一般会計が182億9,300万円となり、27年度の当初予算と比較して16億5,700万円の減となり、前年度対比で8.3%のマイナス予算となっております。減額となった主なものとして、歳入にお

いて、普通交付税が11億2,200万円の減額となったこと、歳出において、先に述べた骨格予算として編成されていることから、政策的経費などが予算計上されていないことによるものであります。

特別会計は、全体で総額114億2,611万6,000円となり、前年度比に3%の減少、公営企業会計の水道事業会計は、4億3,665万5,000円となり、前年度対比で10.3%の減少となっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は次のとおりです。

福祉保健部の審査におきまして、委員より、「重度障害者外出支援サービス事業において、対象者に一律タクシーチケットを交付されているが、居住地からの距離や移動手段を考慮した交付とすべきではないか。」と質疑があり、執行部より、「外出支援サービスのタクシー利用チケットは、対象者の居住地や交通の便に関係なく、一律1カ月8枚の交付を行っている。これまでそういった検討を行っておらず、今後調査し、その必要性を検討させていただきたい。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「スクールサポーターの配置について、活躍の現状と配置の詳細」について質疑があり、執行部より、「平成27年度から広島県県警のOB2名を各学校に派遣しており、全ての学校を訪問するように計画し、おおむね全学校を訪問しているが、生徒指導上、必要のある学校については集中的に週に1回から2回の訪問をしている。その効果については、警察のOBということで警察とその連携がより密接にできるという点と、警察の視点による助言を受け、生徒指導がより充実してきている。来年度についても警察と連携を深め、生徒指導や学校のよりよい環境づくりに努めてまいりたい。」との答弁がありました。

各会計の歳入、歳出をそれぞれ慎重に審査した結果、各会計の予算額、予算規模、編成内容等それぞれ適正であると判断し、議案第33号から議案第45号までの13議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○山本議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより本案13件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。  
これより議案第33号「平成28年度安芸高田市一般会計予算」の件から、議案第45号「平成28年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して起立により採決をいたします。

本案13件に対する委員長報告は、原案可決であります。本案13件は、



委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 閉会中の継続調査の件について

○山本議長 日程第31「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員